

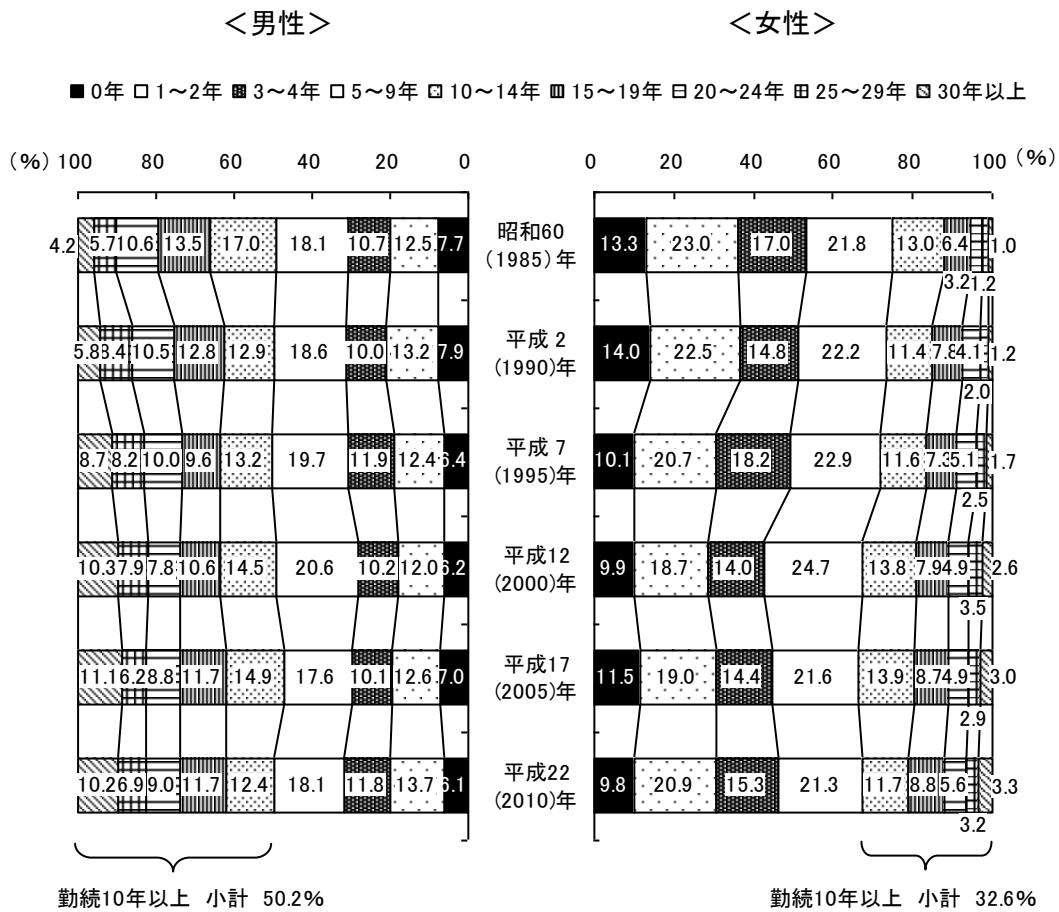
I あらゆる分野への参画の促進

I-4. 女性のチャレンジ支援

1. 勤続年数階級別労働者数

女性の雇用者数を勤続年数別にみると、勤続10年以上は昭和60(1985)年の24.8%から平成17(2005)年の33.4%まで増加を続けたものの、平成22(2010)年には32.6%とやや減少している。一方、勤続1~4年は平成12(2000)年から増加傾向にあり、平成22(2010)年には46.0%と勤続10年以上を上回っている。

図表 I-4-1 勤続年数階級別雇用者構成割合 (全国)

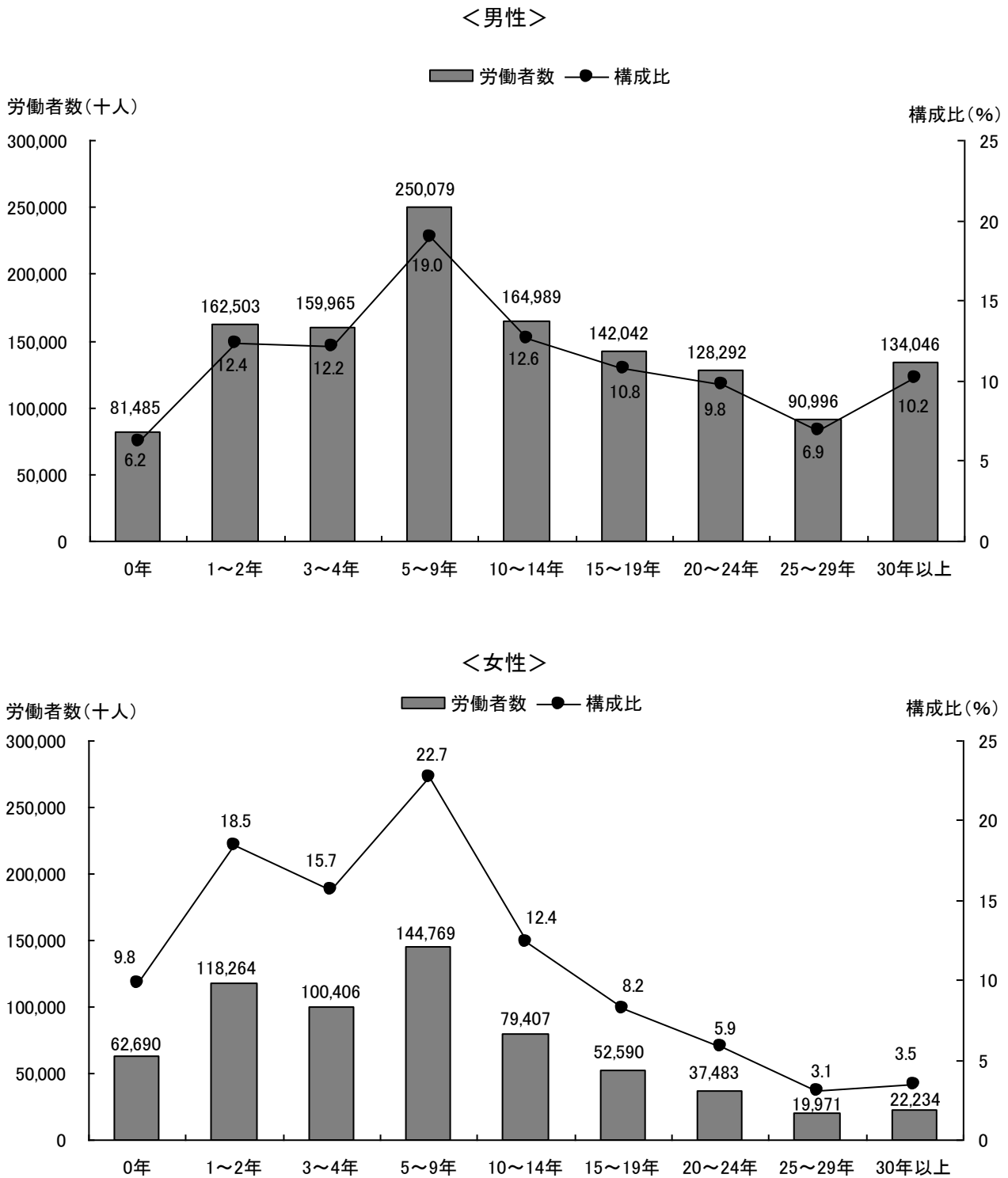


注：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より勤続年数階級別雇用者構成割合の推移を内閣府作成

資料：内閣府「平成23年版男女共同参画白書」

勤続年数階級別労働者数の構成比を男女別にみると、勤続年数が20年以上の女性が12.5%であるのに対し、男性は26.9%と女性を大きく上回っている。

図表 I—4—2 勤続年数階級別労働者数と割合（全国）



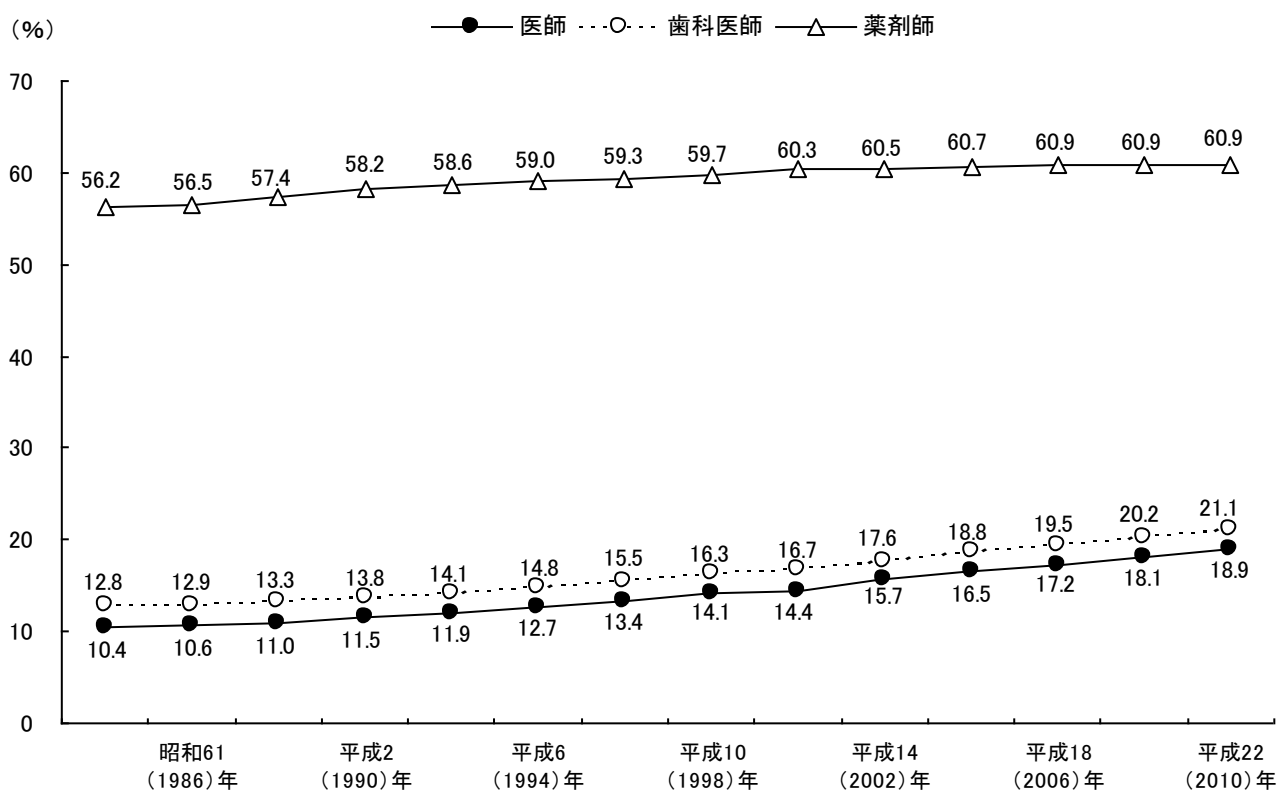
資料：厚生労働省「平成23年賃金構造基本統計調査」

I あらゆる分野への参画の促進

2. 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合

医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合は、緩やかに増加しており、昭和59（1984）年の医師10.4%、歯科医師12.8%、薬剤師56.2%が、平成22（2010）年にはそれぞれ18.9%、21.1%、60.9%となっている。

図表 I - 4 - 3 医師・歯科医師・薬剤師に占める女性の割合（全国）

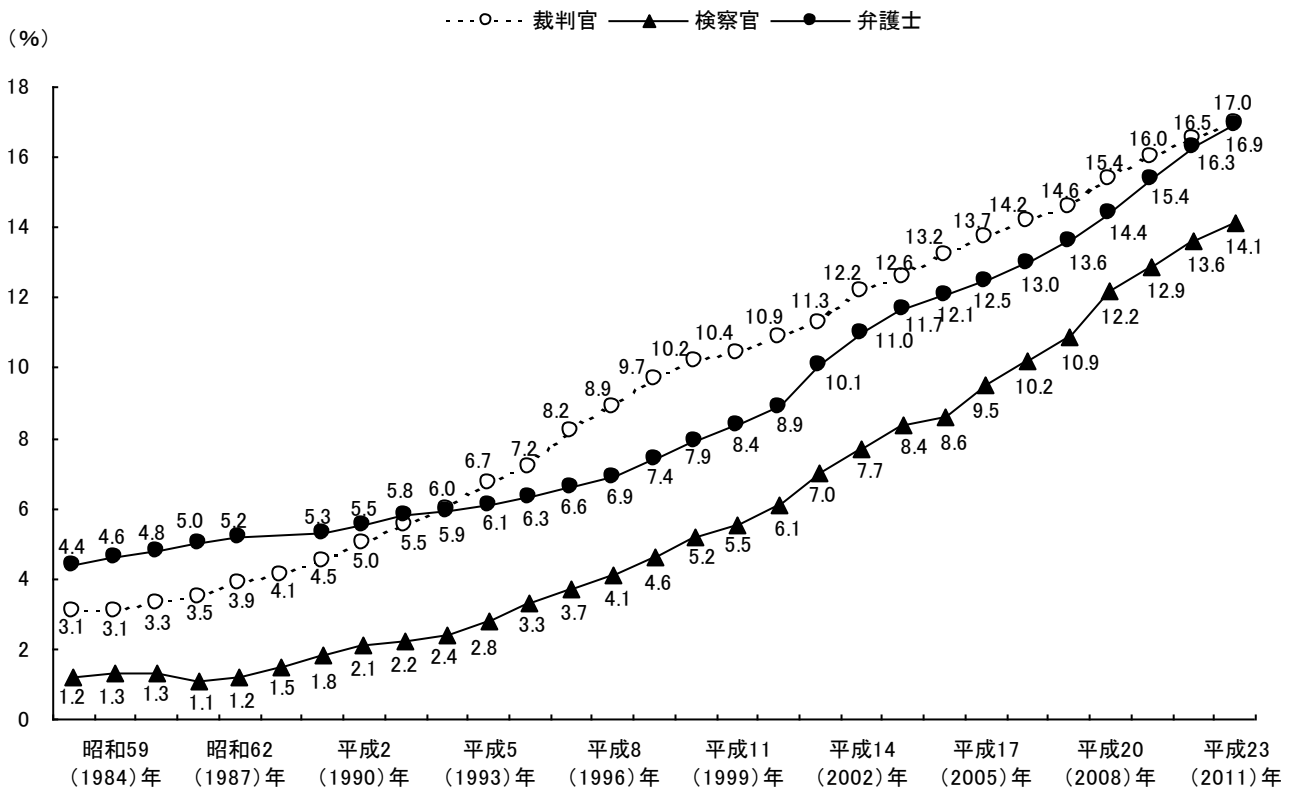


注：各年度12月31日現在

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

裁判官・検察官・弁護士に占める女性の割合は増加しており、昭和 58 (1983) 年の裁判官 3.1%、検察官 1.2%、弁護士 4.4%が、平成 23 (2011) 年にはそれぞれ 17.0%、14.1%、16.9%となっている。

図表 I - 4 - 4 裁判官・検察官・弁護士に占める女性の割合の推移 (全国)

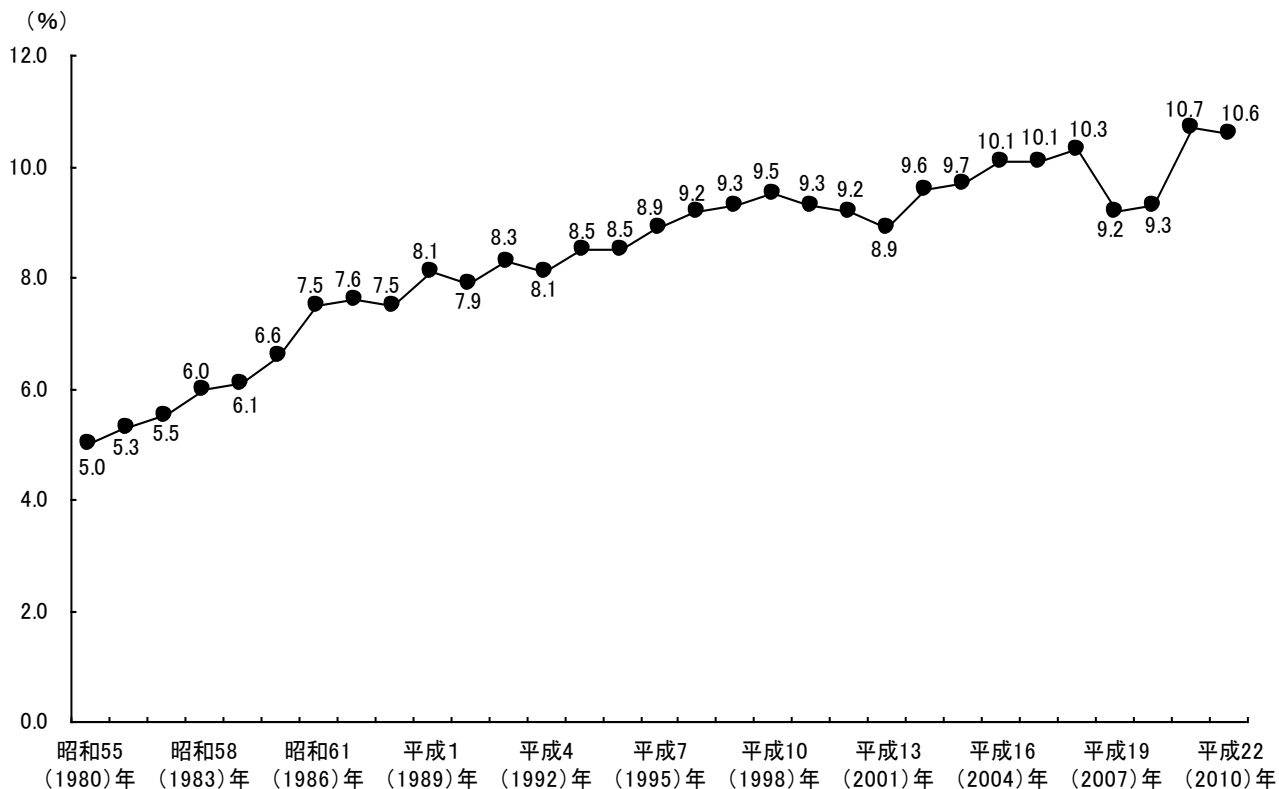


資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 24 年 1 月）

I あらゆる分野への参画の促進

管理的職業に従事する女性の割合は増加傾向にあり、昭和 55（1980）年の 5.0%が、平成 22（2010）年には 10.6%となっている。

図表 I - 4 - 5 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移（全国）

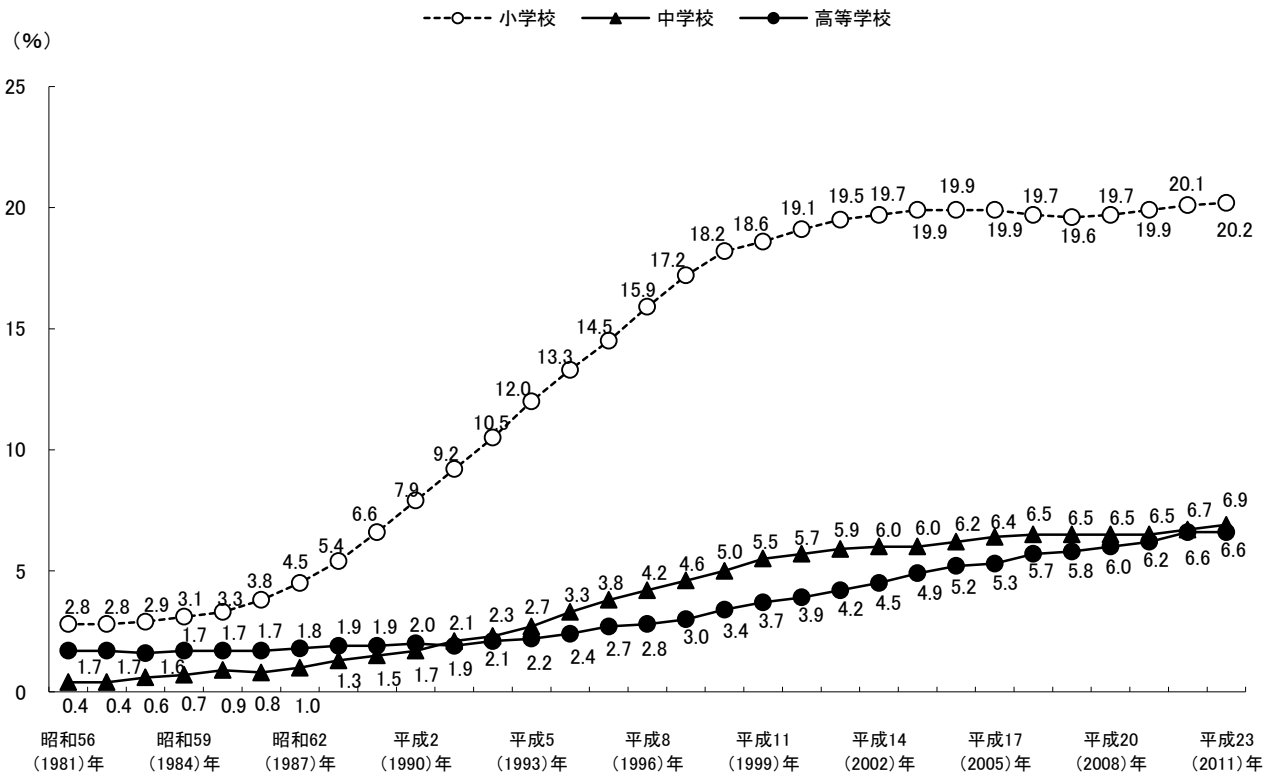


注：平成 19 年 1 月分結果から算出の基礎となる人口を 17 年国勢調査の確定人口に基づく最新の推計人口（新基準）に切替えたことに伴い、旧基準（平成 18 年公表値）に比べ 15 歳以上人口で約 6 万人増の切替え変動分が含まれている。同様に、昭和 57 年から平成 14 年まで 5 年ごとに基準人口を切替えており、それぞれ切替えに伴う変動がある。

資料：総務省「労働力調査」

小・中・高の副校長（教頭）以上に占める女性の割合は、小学校については、昭和56（1981）年に2.8%であったがその後増加傾向に入り、近年は20%前後で横ばいである。中学校と高等学校においては増加傾向にあり、中学校では昭和56（1981）年の0.4%が平成23（2011）年には6.9%、高等学校は昭和56（1981）年の1.7%が平成23（2011）年には6.6%となっている。

図表 I-4-6 小学校・中学校・高等学校副校長（教頭）以上に占める女性の割合の推移（全国）



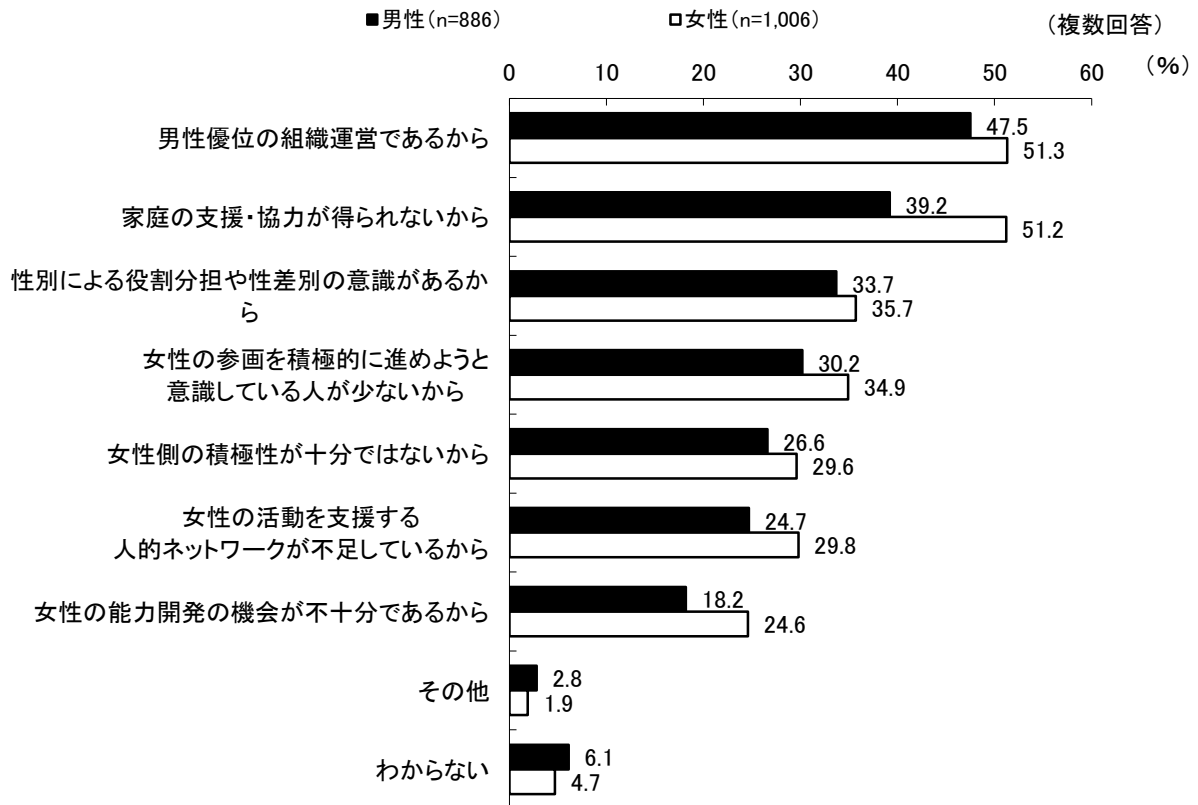
資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成24年1月）

I あらゆる分野への参画の促進

3. 政策や方針の決定過程に女性の参画が少ない理由

政策や方針の決定過程に女性の参画が少ない理由について、男女ともに「男性優位の組織陣営であるから」、「家庭の支援・協力が得られないから」、「性別による役割分担や性差別の意識があるから」が、上位3位にあがった。

図表 I - 4 - 7 政策や方針の決定過程に女性の参画が少ない理由



資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」（平成 23 年）

4. HDI、GII、GGIにおける日本の順位

人間開発に関する指標についてみると、日本は人間開発指数（HDI）が187か国中12位、ジェンダー不平等指数（GII）が146か国中14位であるのに対し、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）では135か国中98位となっている。

図表 I-4-8 HDI、GII、GGIにおける日本の順位

①HDI (人間開発指数)			②GII (ジェンダー不平等指数)			③GGI (ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.943	1	スウェーデン	0.049	1	アイスランド	0.853
2	オーストラリア	0.929	2	オランダ	0.052	2	ノルウェー	0.840
3	オランダ	0.910	3	デンマーク	0.060	3	フィンランド	0.838
4	米国	0.910	4	スイス	0.067	4	スウェーデン	0.804
5	ニュージーランド	0.908	5	フィンランド	0.075	5	アイルランド	0.783
6	カナダ	0.908	6	ノルウェー	0.075	6	ニュージーランド	0.781
7	アイルランド	0.908	7	ドイツ	0.085	7	デンマーク	0.778
8	リヒテンシュタイン	0.905	8	シンガポール	0.086	8	フィリピン	0.769
9	ドイツ	0.905	9	アイスランド	0.099	9	レソト	0.767
10	スウェーデン	0.904	10	フランス	0.106	10	スイス	0.763
11	スイス	0.903	11	韓国	0.111	11	ドイツ	0.759
12	日本	0.901	12	ベルギー	0.114	12	スペイン	0.758
13	香港	0.898	13	スペイン	0.117	13	ベルギー	0.753
14	アイスランド	0.898	14	日本	0.123	14	南アフリカ共和国	0.748
15	韓国	0.897	15	イタリア	0.124	15	オランダ	0.747
16	デンマーク	0.895	16	オーストリア	0.131	16	英国	0.746
17	イスラエル	0.888	17	チェコ共和国	0.136	17	米国	0.741
18	ベルギー	0.886	18	オーストラリア	0.136	18	カナダ	0.741
19	オーストリア	0.885	19	ポルトガル	0.140	19	ラトビア共和国	0.740
20	フランス	0.884	20	カナダ	0.140	20	キューバ	0.739
21	スロベニア	0.884	21	キプロス共和国	0.141	21	トリニダード・トバゴ	0.737
22	フィンランド	0.882	22	イスラエル	0.145	22	バハマ	0.734
23	スペイン	0.878	23	マケドニア	0.151	23	オーストラリア	0.729
24	イタリア	0.874	24	ギリシャ	0.162	24	ブルンジ共和国	0.727
25	ルクセンブルグ	0.867	25	ポーランド	0.164	25	コスタリカ	0.727
26	シンガポール	0.866	26	ルクセンブルグ	0.169	26	モザンビーク	0.725
27	チェコ共和国	0.865	27	クロアチア	0.170	27	ニカラグア	0.725
28	英国	0.863	28	スロベニア	0.175	28	アルゼンチン	0.724
29	ギリシャ	0.861	29	リトアニア	0.192			
30	アラブ首長国連邦	0.846	30	エストニア	0.194	98	日本	0.651

注1：国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2011」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2011」より作成。

注2：測定可能な国数は、HDIは187か国、GIIは146か国、GGIは135か国。

注3：「HDI 人間開発指数 (Human Development Index)」とは、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を簡略化した指数。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

注4：「GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)」とは、リプロダクティブヘルス、エンパワーメント、労働市場への参加におけるジェンダー間の不平等により、人間開発の成果がどの程度失われているかを示す指標。妊産婦死亡率、15-19歳の女性1000人あたりの出生数、国会の議席に占める女性議員比率、中・高等教育を受けた成人女性の割合、女性の労働市場への参加率を用いて算出している。2010年から導入され、これまでのGDI（ジェンダー開発指数）とGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）にかわる指数。

注5：「GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)」とは、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたものの。経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。GEMが、国の開発レベルの影響を受け、必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、性別による格差を明らかにできる。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成24年1月）